

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 道路位置の指定
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

告 示

鳥取県告示第五百三十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
 第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
 八年十月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条
 の規定により告示する。

昭和三十八年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の 住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び
 延

鳥取市東品治 町一〇番地五 鳥取市立川町一丁目 幅員 四メートル
 岡本 太郎 七一番六 延長 三七、三メートル

鳥取県告示第五百三十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
 第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
 八年十月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条
 の規定により告示する。

昭和三十八年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の 住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び
 延

鳥取市吉 方町二丁目 鳥取市立川町五丁目 幅員 四メートル
 目四二六 番地 六六番三の一部 延長 二〇一、七メートル
 中村 豊 七一番の一部 延長 七二番の一部

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条の規定により告示する。

昭和三十八年十月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年十月二十四日、午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市下砂見二一九

自動車運転者 北 山 英 二

(2) 八頭郡河原町大字曳田一六六の一〇

自動車運転者 田 中 政 寿

(3) 鳥取市中町四〇の一

自動車運転者 豊 田 喜 英

(4) 八頭郡家町大字篠波一五六

自動車運転者 岡 卓 志

(5) 鳥取市生山六一

自動車運転者 寺 坂 直 次 郎

(6) 八頭郡用瀬町大字用瀬三七〇

自動車運転者 有 田 勝 彦

(7) 気高郡気高町大字宝木九一九の一

自動車運転者 山 根 太 郎

(8) 鳥取市行徳八一の一

自動車運転者 松 浦 正 男

(9) 鳥取市本高三六九

自動車運転者 山 下 篤 雄

(10) 鳥取市東品治六の二

自動車運転者 福 本 智

(11) 鳥取市古海七七七

自動車運転者 吉 村 辰 夫

(12) 鳥取市雲山一〇四

二 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年十月三十一日午後一時から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市夜見町一、三五二の一

自動車運転者 宇 津 宮 茂

(2) 西伯郡大山町末長四七の一

自動車運転者 車 清 一

(3) 西伯郡会見町朝金五一

自動車運転者 赤 井 寛 美

(4) 米子市両三柳四、四二九

自動車運転者 西 村 秋 雄

(5) 米子市灘町一丁目八五

自動車運転者 岡 崎 栄

(6) 西伯郡日吉津村日吉津九〇六

自動車運転者 杉 谷 哲 夫

(7) 東伯郡大栄町大字由良宿五四四

自動車運転者 竹 歳 昭 郎

(8) 日野郡日南町中石見四一三

自動車運転者 石 田 章

(9) 東伯郡赤碓町大字出上三四〇

自動車運転者 西 村 恭 一